

# 福岡県介護福祉士修学資金等の概要

## (介護福祉士実務者研修受講資金 該当部分抜粋)

### 1 福岡県介護福祉士修学資金等とは

介護福祉士又は社会福祉士の養成施設、又は実務者研修施設に在学する者で、将来福岡県内において介護業務等に従事しようとする者に対し修学資金を貸付け、その修学を容易にすることにより、介護福祉士及び社会福祉士の養成及び確保を図ろうとするものです。

### 2 定義

- (2) 実務者研修施設…社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の規程に基づく文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設を指します。
- (3) 介護業務等…昭和63年2月12日社庶第29号社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係る介護等の業務の範囲等について」の別添1に定める職種若しくは別添2に定める職種又は当該施設の長の業務を指します。

### 3 貸付対象者

修学資金の貸付を受けることができる者は、次に掲げる要件を備えていなければなりません。

- (1) 福岡県内の実務者研修施設に通学している者であること。ただし、県内に居住している者で県内及び県外の実務者研修施設の通信課程に在学している者を含む。
- (2) 優秀な学生であると実務者研修施設の長が推薦する者であること。
- (3) 修学に際し、経済的援助を必要としていること（独立行政法人日本学生支援機構の第一種奨学生の収入額基準を満たすこと）。
- (4) 同種の修学資金、又は修学に係る公的な経済支援を他から受けていないこと。  
※ ただし、独立行政法人日本学生支援機構の「奨学金」または日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の利用については、本修学資金の貸付けを妨げるものではない。
- (5) 実務者研修施設を卒業後、県内の社会福祉施設等で介護業務等に従事しようとする者であること。

### 5 修学資金の貸付申請手続

修学資金の貸付を希望する学生は、修学資金貸付申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添付し、実務者研修施設あて提出ください。

なお、申請者の研修受講決定から受講終了までの期間において、随時申請を受け付けます。

- (1) 申請者本人に係る提出書類
  - ・住民票（世帯全員分）
  - ・前年または前々年の所得証明書  
※外国籍の方で、所得証明の提出が難しい場合は、経済状況申告書（様式第33号）を提出すること。
  - ・在学する養成施設又は、実務者研修施設の長による修学生推薦調書（様式第2号）
  - ・介護福祉士修学資金等貸借契約書（様式第9号）2部

- ・印鑑登録証明書
  - ・振込口座申請書（様式第32号）及び通帳の写し
- (2) 連帯保証人に係る提出書類
- ① 連帯保証人が個人の場合
    - ・印鑑登録証明書
  - ② 連帯保証人が法人の場合
    - ・法人の履歴事項全部証明書
    - ・法人の印鑑登録証明書
    - ・決算書
    - ・法人の議決機関が連帯保証の意思決定を行ったことがわかる記録（評議会や取締役会の議事録など）

## 6 貸付対象者の選考及び貸付契約の締結

福岡県社会福祉協議会会長の審査により貸付を決定します。

介護福祉士修学資金等貸借契約書（様式第9号）により貸借契約を締結します。

## 7 貸付額

修学資金として貸付する金額は次のとおりです。

なお、修学資金の貸付に係る貸付利息はありません。

- (2) 介護福祉士実務者研修施設

総 額 20万円以内（1回限り）

## 8 連帯保証人

貸付を受けようとする者は、原則として、以下(1)及び(2)の要件を満たす者を連帯保証人として1名立てなければなりません。

- (1) 県内に居住する個人又は登記されている法人

- (2) 修学資金の貸付を受けようとする者に代わり債務の返還を行うことのできる個人又は法人

なお、貸付を受けようとする者が未成年者の場合、貸付を受けようとする者の法定代理人を連帯保証人として立てる必要があります。（法定代理人については、(1)及び(2)の要件を満たしている必要はありません。）

ただし、貸付を受けようとする者が連帯保証人として立てた法定代理人が(1)及び(2)の要件を満たしていない場合は、要件を満たすことのできる連帯保証人をもう1名立てる必要があります。

## 9 貸付契約の解除

次の場合、貸付契約が解除となります。

- (1) 退学したとき。
- (2) 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなると認められるとき。
- (3) 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4) 死亡したとき。
- (5) 修学資金の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たとき。

(6) その他修学資金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

## 11 返還

次の場合、事由が生じた日の属する月の翌月から起算して、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内（1年間借り受けた場合は2年以内、2年間借り受けた場合4年以内の期間）に返還しなければなりません。経済状況等やむを得ない事情により期間内の返還が困難と認められた場合は、貸付を受けた期間の4倍に相当する期間内となります。

- (1) 貸付契約が解除されたとき。
- (2) ①実務者研修施設を卒業した日もしくは②介護業務等に従事する期間が3年に達した日のいずれか遅い日から、1年以内に介護福祉士として介護業務等に従事しなかったとき。
- (3) 県内の社会福祉施設等で介護業務等に従事しなくなったとき。(返還の債務を免除された場合を除く。)
- (4) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により介護業務等に従事できなくなったとき。

## 12 延滞利息

返還すべき者が正当な理由がなく期日までに返還しなかったときは、当該期日の翌日から起算して返還された日までの日数に応じ、返還すべき額につき年5%の割合で計算した延滞利息を支払わなければなりません。

## 13 返還の債務の履行猶予

次の場合、その事由が継続している期間、返還の債務の履行を猶予することができます。

- (1) 貸付契約を解除された後も引き続き養成施設又は実務者研修施設に在学しているとき。  
(貸付規程第12条第1項第一号)
- (2) 養成施設又は実務者研修施設を卒業後、さらに他種の養成施設等において修学しているとき。(貸付規程第12条第1項第二号)
- (3) 貸付を受けた者に災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由があるとき、又は県内において介護業務等に従事しているとき(当該事由が発生したとき、既に履行期限の到来しているものは除く)。(貸付規程第12条第2項)

## 14 返還の債務の当然免除

次の場合、貸付を受けた修学資金の返還の債務を全額免除します。

- (2) 実務者研修施設を卒業した日から1年以内(卒業時に介護業務従事期間が3年に達していない場合は、従事期間が3年に達した日から1年以内)に介護福祉士の登録を行い、県内で介護業務等に従事し、かつ、2年間引き続きこれらの業務に従事したとき。
- (3) 介護業務等に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事できなくなったとき。  
※ 他種の養成施設等における修学及び災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により介護業務等に従事できない場合は、引き続き介護業務等に従事しているものとみなします。ただし、介護業務等の従事期間には算入しません。

## 15 返還の債務の裁量免除

次の場合、貸付を受けた修学資金のうち、履行期限が到来していない部分について、返還の債務を全額又は一部免除することができます。

- (1) 業務外の事由による死亡又は心身の故障により貸付を受けた修学資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部又は一部。
- (2) 貸付を受けた期間以上介護業務等に従事したときは、返還の債務の額の一部。

〔介護福祉士実務者研修受講資金 申請手続・契約等の流れ〕

